



中津市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年3月5日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] ふるさとの文化と景観を守る会ほか2団体</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 本耶馬溪支所地域振興課</p> <p>II. 主管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 実績報告書に基づき補助金額の確定を行う際1,000円未満を切り捨てている。補助金交付要綱及び交付内規には1,000円未満切り捨ての記載は無いが、根拠は何か示されたい。</p> <p>② 交付申請後に実施した審査会の意見が反映されず、購入費用の全額を補助対象として交付決定している。 審査会の意見について団体と特に協議した記録もないが、審査会の意見はどのように反映されるのか示されたい。</p> <p>③ 交付申請後の審査会の査定では、「内規により8割補助とする」とあり、交付決定も交付申請額の8割になっているが、補助事業変更等承認申請書が提出された後は10割補助に変わっている。補助割合を変更した根拠、理由を示されたい。</p>	<p>補助金額を1,000円未満の切捨てにしていることについては1,000円未満の一部であっても団体に自己負担していただき、自立を促す一助となるよう運用しておりました。 今後は交付内規を改正し、1,000円未満の切捨てをする旨を記載いたします。</p> <p>審査会での意見につきましては、交付申請書の提出の際に団体へ指導・助言をしております。しかし、事業を実施する中で、審査会での指摘どおりの対応が困難である旨が団体より所管課へ相談があり、補助対象とした経過があります。 今回指摘を受けた内容を課員全員で共有するとともに、今後は団体との相談内容、経過等を記録に残し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>補助割合を変更し交付したことにつきましては、台風接近により予定していたイベントが急遽中止になり、団体と所管課で協議を行いました。当年度に購入した消耗品等は次年度に使用すること、翌年度は補助金申請を行わず、自主事業で行うことなどを条件に10割の補助としました。 今回指摘を受けた内容を課員全員で共有するとともに、今後は団体との相談内容、経過等を記録に残し、適正な事務処理に努めます。</p>	